

生食発 0920 第 3 号
令和元年 9 月 20 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 123 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれない。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン、農薬インピルフルキサム、動物用医薬品サラフロキサシン、農薬シアントラニリプロール、農薬シクロピリモレート、農薬スピネトラム、動物用医薬品及び飼料添加物タイロシン、農薬ピコキシストロビン、農薬ピフルブミド並びに農薬メトキシフェノジドについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値に係る改正規定は、告示の日から起算して 6 月を経過した日から適用すること。

農薬等	食品
イソプロチオラン	びわ及びびわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）
サラフロキサシン	魚介類（さけ目魚類に限る。）
シアントラニリプロール	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
スピネトラム	みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
ピコキシストロビン	みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
ピフルブミド	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
メトキシフェノジド	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウイー、キウイー（果皮を含む。）及びその他のスパイス

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、サラフロキサシン及びタイロシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）第 1 食品の部 A 食品一般の成分規格の 1 に規定する化学的合成品たる抗菌性物質及び抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- (2) 今回残留基準値を設定するイソプロチオランとは、イソプロチオランのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するインピルフルキサムとは、インピルフルキサムのみとする。
- (4) 今回残留基準値を設定するサラフロキサシンとは、サラフロキサシンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (5) 七面鳥に設定されているサラフロキサシンの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除し、その他の家きんとして残留基準値を設定する。

- (6) 今回残留基準値を設定するシアントラニリプロールとは、シアントラニリプロールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (7) 今回残留基準値を設定するシクロピリモレートとは、シクロピリモレートのみとする。
- (8) 今回残留基準値を設定するスピネトラムとは、スピネトラム-J及びスピネトラム-Lの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (9) 今回残留基準値を設定するタイロシンとは、はちみつにあつてはタイロシンA及びタイロシンBをタイロシンAに換算したものの和とし、その他の食品にあつてはタイロシンAとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (10) 今回残留基準値を設定するピコキシストロビンとは、ピコキシストロビンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (11) 今回残留基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサニリド】をピフルブミドに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (12) 今回残留基準値を設定するメトキシフェノジドとは、メトキシフェノジドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (13) 「落花生（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」及び「落花生（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、これらを統合し、「落花生油」として残留基準値を設定する。
- (14) 「とうがらし（乾燥させたもの）」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「とうがらし（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のなす科野菜」の残留基準値への適・不適を確認する。
- (15) 「すもも（乾燥させたもの）」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「すもも（乾燥させたもの）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工

程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「すもも」の残留基準値への適・不適を確認する。

- (16) 「干しぶどう」に設定されているメトキシフェノジドの残留基準値については、改正前の残留基準値を削除する。なお、「干しぶどう」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「ぶどう」の残留基準値への適・不適を確認する。

2 その他

- (1) 法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬インピルフルキサム及び農薬シクロピリモレートに係る新規農薬登録並びに農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン、農薬シアントラニリプロール、農薬スピネトラム、農薬ピコキシストロビン並びに農薬ピフルブミドに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。
- (2) 今回残留基準値を設定する農薬等を含め、下表に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験に用いること。

食品	検体
すいか（果皮を含む。）	果実全体
メロン類果実（果皮を含む。）	果実全体
まくわうり（果皮を含む。）	果実全体
みかん（外果皮を含む。）	果実全体
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	果梗を除く果実全体
もも（果皮及び種子を含む。）	果実全体
キウイー（果皮を含む。）	果実全体

別紙

農薬及び動物用医薬品イソプロチオラン（殺菌剤、殺虫剤、植物成長調整剤及び牛の肝疾患用剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	10	10
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	
りんご	0.05	0.05
日本なし	0.05	0.05
西洋なし	0.05	0.05
びわ		0.02
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	0.02	
もも	0.02	0.02
うめ	0.03	0.03
おうとう（チェリーを含む。）	0.05	0.05
ぶどう	0.02	0.02
その他のスパイス	○ 10	
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類 ^{せい} に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類 ^{せい} に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類 ^{せい} に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類 ^{せい} に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類 ^{せい} に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.02	0.02
魚介類	3	3

農薬インピルフルキサム（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
小麦	○ 0.5	

農薬インピルフルキサム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大麦	○ 3	
ライ麦	○ 3	
その他の穀類	○ 3	
大豆	○ 0.3	
小豆類	○ 0.2	
えんどう	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類	○ 0.3	
ばれいしょ	0.01	
てんさい	○ 0.2	
たまねぎ	○ 0.1	
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	
未成熟えんどう	○ 3	
未成熟いんげん	○ 3	
えだまめ	○ 5	
その他の野菜	○ 5	
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	
なつみかんの果実全体	○ 2	
レモン	○ 5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実	○ 5	
りんご	○ 4	
日本なし	○ 2	
西洋なし	○ 2	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	○ 2	
ぶどう	○ 5	
かき	○ 0.7	
その他のスパイス	○ 10	
魚介類	○ 0.02	

動物用医薬品サラフロキサシン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.01	0.01
七面鳥の筋肉		0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	

動物用医薬品サラフロキサシン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の脂肪	0.02	0.02
七面鳥の脂肪		0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.08	0.08
七面鳥の肝臓		0.08
その他の家きんの肝臓	0.08	
鶏の腎臓	0.08	0.08
七面鳥の腎臓		0.08
その他の家きんの腎臓	0.08	
鶏の食用部分	0.08	0.08
七面鳥の食用部分		0.08
その他の家きんの食用部分	0.08	
魚介類（さけ目魚類に限る。）	●	0.03

農薬シアントラニプロール（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	○ 0.4	0.05
小豆類	○ 0.3	
えんどう	○ 0.3	
そら豆	○ 0.3	
その他の豆類	○ 0.3	
ばれいしょ	0.2	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
かんしょ	0.2	0.2
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2
こんにゃくいも	○ 0.05	
その他のいも類	○ 0.05	
てんさい	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 20	10
かぶ類の根	○ 0.05	
かぶ類の葉	○ 20	
西洋わさび	○ 0.05	
クレソン	○ 20	
はくさい	3	3

農薬シアントラニプロール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
キャベツ	○ 2	1
芽キャベツ	○ 2	
ケール	○ 20	
こまつな	○ 0.5	
きょうな	○ 20	
チンゲンサイ	○ 20	
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	○ 3	2
その他のあぶらな科野菜	○ 20	
ごぼう	○ 0.05	
サルシフィー	○ 0.05	
チコリ	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
しゅんぎく	○ 20	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 20	10
その他のきく科野菜	○ 20	
たまねぎ	○ 0.05	0.04
ねぎ（リーキを含む。）	8	8
にんにく	○ 0.05	
アスパラガス	○ 0.3	
その他のゆり科野菜	○ 8	
にんじん	○ 0.05	
パースニップ	○ 0.05	
セロリ	20	20
その他のせり科野菜	○ 0.05	
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	2	2
その他のなす科野菜	○ 20	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.4	0.4
しろうり	○ 0.3	
すいか		0.02
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.3	
その他のうり科野菜	0.4	0.4
ほうれんそう	20	20
オクラ	○ 0.5	

農薬シアントラニプロール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 2	
えだまめ	2	2
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.7	
なつみかんの果実全体	0.7	0.7
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	○ 0.8	0.5
日本なし	1	1
西洋なし	2	2
マルメロ	○ 0.8	
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.8	
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	1	1
あんず（アプリコットを含む。）	○ 1	0.5
すもも（プルーンを含む。）	0.5	0.5
うめ	○ 3	0.5
おうとう（チェリーを含む。）	6	6
いちご	1	1
ブルーベリー	4	4
クランベリー	○ 4	
ハuckleベリー	○ 4	
その他のベリー類果実	○ 4	
ぶどう	2	2
かき	○ 0.8	
その他の果実	○ 0.5	
ひまわりの種子	2	2
綿実	○ 2	
なたね	2	2
くり	○ 0.04	
ペカン	○ 0.04	
アーモンド	0.04	0.04
くるみ	0.04	0.04
その他のナッツ類	○ 0.04	
茶	30	30

農薬シアントラニプロール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
コーヒー豆	○ 0.05	
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	○ 20	
牛の筋肉	○ 0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.2	
牛の脂肪	○ 0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	
牛の肝臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 2	
牛の腎臓	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 2	
牛の食用部分	○ 2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 2	
乳	○ 0.6	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.04	
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	
鶏の肝臓	○ 0.2	
その他の家きんの肝臓	○ 0.2	
鶏の腎臓	○ 0.2	
その他の家きんの腎臓	○ 0.2	
鶏の食用部分	○ 0.2	
その他の家きんの食用部分	○ 0.2	
鶏の卵	○ 0.2	
その他の家きんの卵	○ 0.2	

農薬シクロピリモレート（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	
魚介類	○ 0.09	

農薬スピネトラム（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
大豆	0.1	0.1
小豆類	0.1	0.1
えんどう	0.1	0.1
そら豆	0.1	0.1
その他の豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.1	0.1
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.1	
かんしょ	0.1	0.1
てんさい	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の根	0.2	0.2
かぶ類の葉	3	3
クレソン	8	8
はくさい	1	1
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	5	5
こまつな	10	10
きょうな	10	10
チンゲンサイ	10	10
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	10	10
エンダイブ	8	8
しゅんぎく	○ 15	8
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	○ 15	8
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.1	
にら	2	2
アスパラガス	0.3	0.3
その他のゆり科野菜	0.8	0.8
にんじん	○ 0.05	
パセリ	8	8
セロリ	8	8
その他のせり科野菜	8	8

農薬スピネトラム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
トマト	0.7	0.7
ピーマン	0.7	0.7
なす	0.2	0.2
その他のなす科野菜	○ 0.1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか（果皮を含む。）	○ 0.2	
メロン類果実	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	10	10
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	1	1
えだまめ	0.5	0.5
その他の野菜	8	8
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	0.5	
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.7	0.7
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.7	0.7
グレープフルーツ	0.7	0.7
ライム	0.7	0.7
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	0.2	0.2
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	○ 0.05	
もも		0.1
もも（果皮及び種子を含む。）	1	
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	0.7	0.7
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
いちご	2	2
ラズベリー	0.8	0.8
ブラックベリー	0.7	0.7
ブルーベリー	0.5	0.5

農薬スピネトラム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	0.2	0.2
その他のベリー類果実	0.7	0.7
ぶどう	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
バナナ	0.3	0.3
パパイヤ	0.3	0.3
アボカド	0.3	0.3
パイナップル	0.02	0.02
グアバ	0.3	0.3
マンゴー	0.3	0.3
パッションフルーツ	0.3	0.3
その他の果実	0.5	0.5
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	70	70
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	8	8
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.2	0.2
豚の脂肪	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2
牛の肝臓	○ 0.02	0.01
豚の肝臓	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.01
牛の腎臓	○ 0.02	0.01
豚の腎臓	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.01
牛の食用部分	○ 0.02	0.01
豚の食用部分	○ 0.02	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.01
乳	○ 0.02	0.01

農薬スピネトラム（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.01	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

動物用医薬品及び飼料添加物タイロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1

動物用医薬品及び飼料添加物タイロシン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の卵	0.3	0.3
はちみつ	○ 0.7	0.2

農薬ピコキシストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	0.04	0.04
大麦	0.3	0.3
ライ麦	0.04	0.04
とうもろこし	0.04	0.04
そば	0.04	0.04
その他の穀類	○ 0.3	0.04
大豆	○ 0.06	0.05
小豆類	○ 0.2	0.06
えんどう	0.06	0.06
そら豆	0.06	0.06
その他の豆類	0.06	0.06
やまいも（長いもをいう。）	○ 0.05	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.1	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 15	
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 40	
はくさい	2	2
キャベツ	1	1
ブロッコリー	○ 5	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	15	15
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	○ 0.05	
にら	○ 15	
アスパラガス	○ 0.3	
にんじん	○ 0.5	
その他の野菜	0.08	0.08
みかん		0.1
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3

農薬ピコキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	2	2
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
もも		0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	5	
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
ごまの種子	0.08	0.08
なたね	0.08	0.08
その他のオイルシード	0.08	0.08
その他のスパイス	10	10
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	

農薬ピコキシストロビン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
小麦はい芽	0.2	
小麦ふすま	0.2	
大豆油	0.2	

農薬ピフルブミド（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小豆類	0.3	0.3
アスパラガス	○ 1	
ピーマン	1	1
なす	0.7	0.7
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.5	
未成熟いんげん	2	2
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	2	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2	2
グレープフルーツ	2	2
ライム	2	2
その他のかんきつ類果実	2	2
りんご	1	1
日本なし	0.7	0.7
西洋なし	0.7	0.7
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	
ネクタリン	0.7	0.7
あんず（アプリコットを含む。）	3	3
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
うめ	3	3
おうとう（チェリーを含む。）	3	3

農薬ピフルブミド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	0.5	0.5
その他の果実	1	1
茶	50	50
その他のスパイス	5	5
その他のハーブ	○ 25	0.2

農薬メトキシフェノジド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
とうもろこし	0.02	0.02
大豆	0.5	0.5
小豆類	5	5
えんどう	5	5
そら豆	0.5	0.5
らっかせい	0.03	0.03
その他の豆類	5	5
かんしょ	0.05	0.05
てんさい	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.4	0.4
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	10	10
かぶ類の葉	30	30
クレソン	30	30
はくさい	7	7
キャベツ	7	7
芽キャベツ	7	7
ケール	30	30
こまつな	30	30
きょうな	30	30
チンゲンサイ	30	30
カリフラワー	7	7
ブロッコリー	5	5
その他のあぶらな科野菜	30	30
アーティチョーク	3	3
チコリ	30	30
エンダイブ	30	30

農薬メトキシフェノジド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しゅんぎく	30	30
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	30	30
その他のきく科野菜	30	30
ねぎ（リーキを含む。）	3	3
にんじん	0.5	0.5
パセリ	30	30
セロリ	15	15
その他のせり科野菜	30	30
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	2	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.3	0.3
しろうり	0.3	0.3
すいか		0.3
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	0.3	
まくわうり		0.3
まくわうり（果皮を含む。）	0.3	
その他のうり科野菜	0.3	0.3
ほうれんそう	30	30
オクラ	2	2
未成熟えんどう	2	2
未成熟いんげん	2	2
その他の野菜	30	30
みかん（外果皮を含む。）	○ 2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	3	3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	3	3
グレープフルーツ	3	3
ライム	3	3
その他のかんきつ類果実	3	3
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	2	2
びわ		2

農薬メトキシフェノジド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	2	
もも		2
もも（果皮及び種子を含む。）	2	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	2	2
おうとう（チェリーを含む。）	2	2
いちご	2	2
ラズベリー	○ 6	
ブラックベリー	○ 6	
ブルーベリー	4	4
クランベリー	0.7	0.7
ハックルベリー	4	4
その他のベリー類果実	○ 6	
ぶどう	1	1
かき	○ 2	
キウイー		0.5
キウイー（果皮を含む。）	0.5	
パパイア	1	1
アボカド	0.7	0.7
その他の果実	○ 2	0.1
綿実	7	7
ぎんなん	0.1	0.1
くり	0.1	0.1
ペカン	0.1	0.1
アーモンド	0.1	0.1
くるみ	0.1	0.1
その他のナッツ類	0.1	0.1
茶	○ 40	20
その他のスパイス	● 2	30
その他のハーブ	30	30
牛の筋肉	0.2	0.2
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2
牛の脂肪	0.3	0.3
豚の脂肪	0.3	0.3
その他の陸棲 ^{せい} 哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3
牛の肝臓	0.2	0.2

農薬メトキシフェノジド（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2
牛の腎臓	0.2	0.2
豚の腎臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2
牛の食用部分	0.2	0.2
豚の食用部分	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.01	0.01
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01
鶏の脂肪	0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02
鶏の肝臓	0.01	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		0.1
落花生油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		
落花生油	0.1	
とうがらし（乾燥させたもの）		20
すもも（乾燥させたもの）		2
干しぶどう		3

脚注

※○：令和元年9月20日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和2年3月20日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、サラフロキサシン及びタイロシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する化学的合成品たる抗菌性物質及び抗生物質に該当することから、表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。))の根、だいこん類(ラディッシュを含む。))の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。))及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。))、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。))、すもも(プルーンを含む。))、うめ、おうとう(チェリーを含む。))、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。))の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。